

七戸町ゼロカーボン総合戦略策定業務委託（戦略策定編）

公募型プロポーザル実施要領

令和4年4月

七戸町

令和4年度
七戸町ゼロカーボン総合戦略策定業務委託（戦略策定編）
公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

町では、令和3年7月7日に七戸町ゼロカーボンシティ宣言をし、今まで以上にカーボンニュートラル及び循環型社会の形成に向けて取り組んでいくこととなりました。

本業務は、令和4年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（再エネの最大限の導入の計画づくり及び地域人材の育成を通じた持続可能でレジリエントな地域社会実現支援事業）を活用し、2050年までのカーボンニュートラルの実現に向けた、具体的な指標や再生可能エネルギー導入目標、目標達成に必要な施策等を盛り込んだ戦略及び計画（以下、戦略等という。）を策定することを目的とします。

委託事業者の選定に当たっては、事業者の提案内容や能力等を総合的に判断し、本業務に最も適した事業者を選定するため、提案公募を実施するものです。

2. 業務概要

(1) 業務名

七戸町ゼロカーボン総合戦略策定業務委託（戦略策定編）

(2) 業務概要

別添1「七戸町ゼロカーボン総合戦略策定業務委託（戦略策定編）仕様書」のとおり

(3) 業務の委託期間

契約締結の日から令和5年2月10日（金）まで

(4) 提案上限額

7,645,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※提案上限額は、契約時の予定価格ではなく提案内容の規模を示すためのものです。

※最終的な実施内容、契約金額については、町と協議した上で決定します。

3. 参加資格

次の要件を全て満たす法人であることを条件とします。

- (1) プレゼンテーション及びヒアリングの当日までに、本町競争入札参加の資格を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

- (3) 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て（同法附則第3条に規定する申立てを含む。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更正手続開始の申立て（同法附則第2条に規定する申立てを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 本町の入札参加指名停止措置を受けていない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員がその役員となっている法人その他暴力団員が経営に関与していないと認められるもので、適正な競争を妨げる恐れがないと認められるもの。
- (6) 参加表明書の提出の時点において、国、都道府県及び市町村税の滞納がないこと。
- (7) 過去5年以内における地方公共団体が発注する地球温暖化対策関連計画又は環境政策・施策に関する計画の策定、若しくは改定業務について、地方公共団体から直接受託し、かつその委託業務を履行し、成果物を納品した実績を有していること。

4. スケジュール

① 募集の開始

令和4年4月11日（月）

② 質問書の受付期限

令和4年4月22日（金）正午 必着

③ 質問書の回答期限

令和4年4月26日（火）午後5時

※町ウェブサイトにて回答

④ 参加表明書等の提出期限

令和4年4月27日（水）午後5時 必着

⑤ 企画提案書の提出期限

令和4年5月11日（水）午後5時 必着

⑥ プレゼンテーション及びヒアリング（審査）

令和4年5月17日（火）（予定）

⑦ 審査結果通知

令和4年5月下旬（予定）

⑧ 事業者決定・契約締結

令和4年5月下旬（予定） ※契約日は令和4年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（再エネの最大限の導入の計画づくり及び地域人材の育成を通じた持続可能でレジリエントな地域社会実現支援事業）の交付決定日以降となります。

5. 提出先・問合せ先

郵便番号 039-2792

住 所 青森県上北郡七戸町字森ノ上131-4

担当部署 七戸町企画調整課

電話番号 0176-68-2940

F A X 0176-68-2804

E-mail home@town.shichinohe.lg.jp

6. 参加表明書の提出

本要領に基づく提案書の提出を希望する者は、次に掲げる参加表明書及びその添付書類を提出してください。なお、提出された書類等は返却しません。

(1) 提出書類

ア 参加表明書（様式1）

イ 会社概要（任意様式、会社案内パンフレット等で可）

ウ 業務実績及び配置業務責任者（様式2） ※業務実績は最大5件まで

エ 国、都道府県及び市町村税の滞納がないことが証明できるもの（滞納がない旨の証明書又は納税証明書の写し。ただし、参加表明書提出日以前1か月以内に発行されたものに限る。）

(2) 提出部数 各1部

(3) 提出方法及び提出先

ア 提出方法

持参又は郵送

○持参の場合：土曜、日曜及び祝日等の閉庁日を除く午前9時から午後5時まで

○郵送の場合：一般書留、簡易書留等、記録の残る方法に限ります。

イ 提出先

本要領「5. 提出先・問合せ先」と同様

(4) 提出期限 令和4年4月27日（水）午後5時 必着

(5) 参加表明後の辞退

参加表明書等を提出した後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式5）を提出してください。

7. 質問の受付及び回答

(1) 受付期限 令和4年4月22日（金）正午 必着

(2) 質問書の提出方法

質問書（様式3）に記入の上、本要領「5. 提出先・問合せ先」に記載のメールアドレスに電子メールで送付してください。なお、電話及び口頭による質問、問合

せには対応しません。

(3) 質問に対する回答

質問及び回答は、質問書の受付終了後、令和4年4月26日(火)午後5時まで
に町ウェブサイトで公開します。公開した回答内容は、質問者への回答及び募集要
項に対して追加又は修正したものとみなします。なお、応募状況などの質問は受け
付けしません。

8. 企画提案書等の提出

(1) 提案内容

ア 令和4年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(再エネの最大限の導入
の計画づくり及び地域人材の育成を通じた持続可能でレジリエントな地域社会
実現支援事業)公募要領を熟読し、補助金の目的に合った提案内容を記載してく
ださい。

イ 仕様書の内容について、別添1「七戸町ゼロカーボン総合戦略策定業務委託
(戦略策定編)仕様書」及び別添2「七戸町ゼロカーボン総合戦略策定(戦略策
定編)に係る業者選定基準」を参照の上、実施や分析に当たっての考え方や手法
等を提案してください。

(2) 提出書類

提出期限までに次の書類を提出してください。なお、提出された書類は返却しま
せん。

ア 企画提案書送付状(様式任意、押印必要)

※必ず送付年月日、事業者名を記載してください。

イ 企画提案書(様式任意)

ウ 見積書(様式4-1、4-2)

(3) 提出部数

上記イのみ15部、それ以外は1部提出してください。また、上記イについて、
15部のうち1部のみに会社名を明記し、残りの部数には提出者名等(※)を記入
しないでください。上記イは別途、電子データ(CD、DVD等の記録媒体)で提出し
てください。なお、提出された電子データの記録媒体は返却しません。

(※)「提出者名等」とは、会社名、代表者名、愛称、社章、ロゴなど提出者を特
定できる表現のことを指します。

(4) 提出方法及び提出先

ア 提出方法

持参又は郵送

○持参の場合:土曜、日曜及び祝日等の閉庁日を除く午前9時から午後5時まで
とします。

○郵送の場合：一般書留、簡易書留等、記録の残る方法に限ります。なお、提出期限を過ぎて到着したものは無効とします。

イ 提出先

本要領「5. 提出先・問合せ先」と同様

(5) 提出期限 令和4年5月11日（水）午後5時 必着

(6) 企画提案書の書式等

ア 用紙サイズはA4判で作成し、片面・両面印刷問わず15枚以内とします。

イ 文字サイズは10.5ポイント以上とします。

ウ 使用言語、通貨及び単位は日本語及び日本国通貨とします。

エ 仕様書「4 業務内容」について記載してください。業務内容の項目ごとに、具体的な業務内容を明記してください。

オ 別添2「七戸町ゼロカーボン総合戦略策定に係る戦略策定業務に係る事業者選定基準」の「提案内容」の「評価項目」が明らかになるよう記載してください。

カ 印刷の色は、カラー、白黒を問いません。

キ 記号や略称等を使用する場合、初出の箇所に説明を記載してください。

ク 業務執行体制や全体の作業工程、具体的な業務スケジュールについても併せて記載してください。

ケ 提案上限額の範囲内で、業務内容以外に本業務の目的に照らして有効な提案を盛り込むことは妨げません。

コ ヒアリングに使用する資料については、社名等を特定できる情報は含まないようにしてください。

(7) 見積書

ア 様式は、見積書（様式4-1、4-2）を用いて記載してください。見積書には、金額の他、具体的な項目や数量、金額等が分かるように記載してください。

イ 提出部数 各1部

ウ 見積記載金額は、消費税及び地方消費税を含めた金額を記載し、提案上限額を超えないこと。

9. ヒアリング（審査）の実施

提案書記載内容について、次のとおりヒアリングを実施します。なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、Web会議システムを使用したヒアリングとします。

(1) 出席者

ヒアリングの出席者は原則管理責任者及び業務責任者とし、出席する人数の制限はありません。

(2) 所要時間

ヒアリングに係る合計所要時間は1事業者あたり40分程度の予定です。企画提案書のプレゼンテーションを1事業者当たり20分程度行い、プレゼンテーション終了後、20分程度の質疑応答を実施します。

(3) その他

ア 総合点が満点の6割に満たない場合は、「該当者なし」とします。また、対象となる事業者が1者の場合でも、ヒアリングを実施し、総合点が満点の6割に満たない場合は、「該当者なし」とします。

イ プレゼンテーションは、企画提案書に沿った内容とします。企画提案書記載の一部内容を抜粋し、拡大表示するなど画面上の見やすさを目的とした加工は認めません。

ウ ヒアリングは匿名で行うため、事業者名等は名乗らないでください。また、Web会議システムのログイン名に事業者名等を使用しないでください。背景の映り込みにも考慮してください。

エ ヒアリングの日程等、詳細は、参加表明事業者に別途連絡します。

10. 事業者の選定

別添2「七戸町ゼロカーボン総合戦略策定業務委託（戦略策定編）に係る事業者選定基準」に沿って審査、採点し、提案評価第1位通過者を選定します。審査は非公開とします。

選定終了後、選定結果を全ての参加事業者に文書で通知します。

提案評価第1位通過者に選定された事業者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合又は前記「3. 参加資格」の要件を満たさなくなったとき、若しくは不正と認められる行為をしたことが判明した場合は、提案評価第2位に選定された事業者と交渉を行います。

11. 業務委託契約

(1) 委託内容

詳細については、契約締結交渉の際に仕様等の調整を行い、確定します。

(2) 契約方法

随意契約

(3) 契約保証金

要する。ただし、七戸町財務規則第159条各号のいずれかに該当する場合は、免除とします。

(4) 委託料の支払条件

完了払とし、本業務の完了検査後、請求に基づき支払います。

1 2. 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- (1) 前記「3. 参加資格」の応募資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 見積書の見積額（税込価格）が前記「2 業務概要（4）」の提案上限額を超えている場合

1 3. 提案公募の中止等

町が止むを得ない理由等により提案公募を実施することができないと認めるときは、提案公募の実施を中止することができます。

1 4. 適正な労働条件の確保

業務の遂行に当たっては、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守し、適正な労働条件の確保に努めること。

1 5. その他留意事項

- (1) 本提案公募に参加する一切の費用は、全て参加者の負担とします。なお、止むを得ず本プロポーザルが中止となった場合でも、同様とします。
- (2) 提出書類等は返却しません。
- (3) 書類提出後の提案等の修正又は変更、追加は一切認めません。
- (4) 選定業者が契約までに「3. 参加資格」を満たさなくなった場合は、失格とし、契約を締結しないこととします。
- (5) 町は、本提案に関し公表が必要と認める場合には、業務提案書を無償で使用し、複製の作成及び公開できるものとします。公開の際は、事業者名を明示する場合があります。
- (6) この要項に定めのない事項又は疑義が生じたときは、別途協議するものとします。